

改訂キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区
返還跡地利用構想

平成24年1月

座間市

1. はじめに

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部返還については、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で約1.1ヘクタールの返還が決定され、また、平成21年10月には、国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」において、国から追加的返還候補地として陸上自衛隊家族宿舎用地を含む約4.3ヘクタールが新たに提示されました。

この一部返還に際し、市の跡地利用計画を定めるため、平成22年3月に附属機関である座間市基地返還促進委員会に返還跡地の利用計画について諮問し、平成22年11月に返還予定地及び追加的返還候補地に既存の市民体育館第2駐車場を加えた約5.6ヘクタールを範囲とする答申をいただきました。

市では、この答申を尊重し、当該地区を大きく病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンに区分した「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」をまとめ、これを基本として跡地利用を進めることで平成23年1月に国と合意しました。そして、同年10月31日にチャペル・ヒル住宅地区の一部返還が日米合同委員会で合意され、国が返還に伴う条件整備をした後、市の利用が可能となりました。

この間、国と合意した跡地利用構想の具体化に向けて、各ゾーンの整備イメージ等の精査、検討を重ねる中で、現状の土地の高低差や不整形な形状を考慮して敷地全体の造成を行う必要があること、県道から病院へのアプローチ及び公園、市民体育館との連携を図るため、新たに進入路を設ける必要があることなどが明らかになりました。

一方、返還地に近接する現消防庁舎は、昭和45年の建設で老朽化が進み、建て替えは以前からの課題でした。加えて、東日本大震災の発災により防災拠点としての消防庁舎の建設が強く求められ、また、昨年12月には海老名・綾瀬・座間の3市による消防指令業務の共同運用に向けての協議会が発足するなど、消防庁舎のあり方についても一定の方向性が見えてきました。そうした中で、新消防庁舎の建設場所について総合的な観点から検討を進めた結果、土地の形状や立地条件が現在の敷地に比べて優れていること、病院との密接な連携が図れること、新庁舎建設中も消防業務に支障をきたさないことなどのメリットがあり、返還地に建設することが望ましいとの考えに至りました。

そこで、国に対し、新消防庁舎の建設を含む跡地利用構想の見直しの可能性について投げかけたところ、一定の感触が得られましたので、返還地の更なる有効活用を図る観点から、現行の跡地利用構想の一部見直しが必要と判断し、これに対する座間市基地返還促進委員会のご意見等を踏まえ、ここに「改訂キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」を策定したものです。

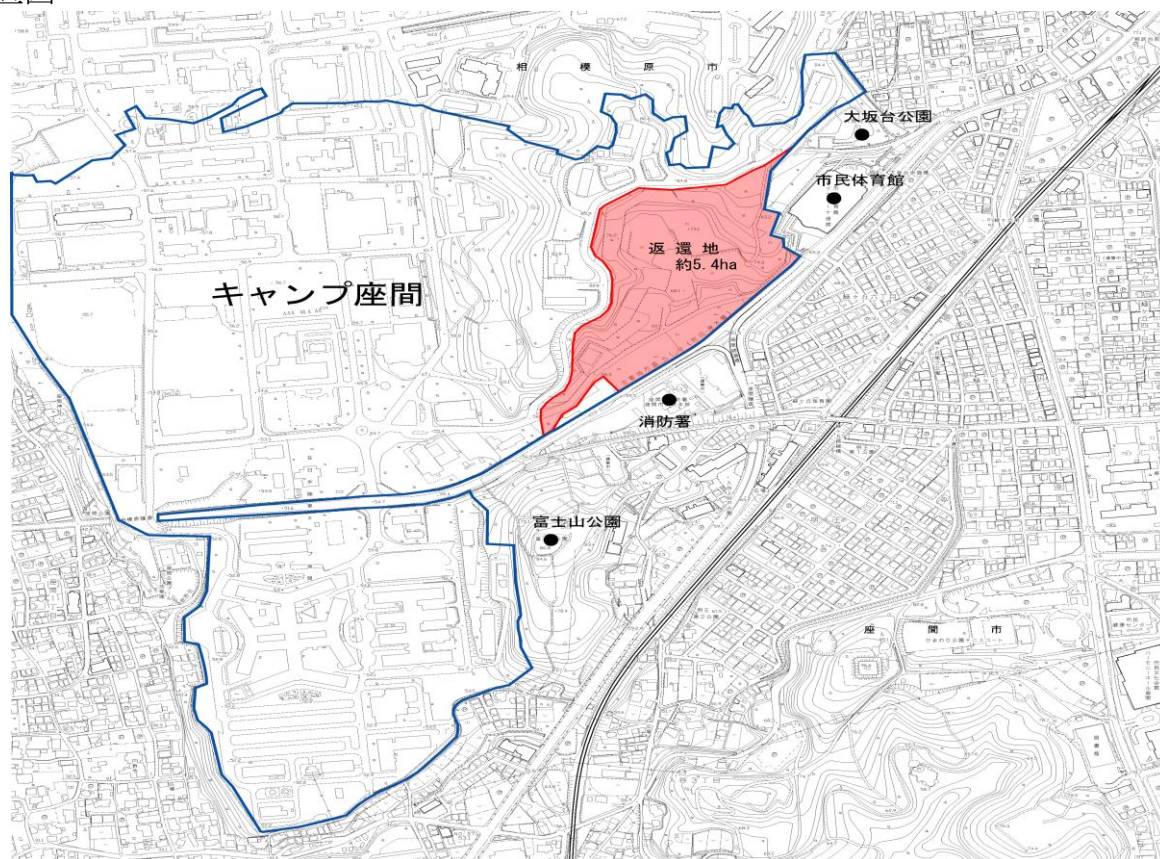
2. 返還地の位置と概要

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還地は、座間市北部の小田急線相武台前駅に近く、東側を県道町田厚木に接しており、交通至便な位置にあります。

面積は、約5.4ヘクタールで、地区内の高低差が最大約30メートルと大きな起伏がある地形となっています。

現在、この返還地に隣接して市民体育館、大坂台公園、市民体育館第2駐車場があり、県道町田厚木を挟んで向かい側に市消防本部・消防署があります。

<位置図>



3. 返還跡地利用の基本的な考え方

- 本構想における返還跡地利用の範囲は、返還地約 5.4 ヘクタールに既存の市民体育館第2駐車場用地約 0.2 ヘクタールを加えた約 5.6 ヘクタールとします。
- 返還跡地利用のコンセプトを“スポーツと健康の森”とし、隣接する市民体育館、大坂台公園との連携を図ります。
- 返還跡地には、救急医療体制の充実と切実な市民要望に応え得る「病院」の誘致を図るとともに、消防、防災活動の新たな拠点として「新消防庁舎」を建設します。また、都市空間としての「公園」を配置して「笑顔あふれる健やかなまちづくり」を象徴する場の形成を図ることを目標とします。
- 施設整備等に当たっては、市の財政負担を極小にする方策を模索し、返還跡地を最大限有効活用するよう努めます。
- 国が建設する陸上自衛隊家族宿舎の用地として約 2.0 ヘクタールを本構想に位置づけるとともに、市と国との協議、調整のもとに返還跡地全体の整備を進めます。

4. 土地利用方針

返還跡地利用の基本的な考え方に基づき、返還地を大きく4つのゾーンに区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定めます。

1) 病院誘致ゾーン

市の救急医療体制を充実し、市民の健康で安心な日常生活を確保するため、総合的な診療科目を有する救急病院の誘致を図ります。また、現在の市民体育館第2駐車場用地をこのゾーンに組み入れ、効果的に活用します。

2) 新消防庁舎ゾーン

消防、防災活動の新たな拠点として、耐久性、安全性に優れ、充実した機能を備えた新消防庁舎を建設します。

3) 公園ゾーン

隣接する市民体育館、大坂台公園との一体的な利用を図り、憩いと安らぎの空間を創出する公園を整備します。

4) 陸上自衛隊家族宿舎ゾーン

国が陸上自衛隊家族宿舎を建設する区域とし、景観や周辺環境に配慮した集合住宅地の形成を図るよう誘導します。

5) その他

地区内への進入路等については、安全で機能的な道路環境づくりに努めます。また、県道町田厚木沿いの歩道を拡幅し、バリアフリー化を図ります。

5. 返還跡地利用構想

1) 施設の概要

土地利用方針により、整備する施設の概要は次のとおりとします。

施設名	内容	用地面積
病院	・総合的な診療科目と一定の病床数を有する救急医療機関で、堅実な運営が見込まれる民間病院を誘致	約1.5ha
新消防庁舎	・消防、防災活動の新たな拠点として、充実した機能を備えた施設を建設	約0.5ha
公園	① 緑地・・・自然環境を活かして整備	約1.0ha (個別面積等は公園整備計画の中で精査)
	② 多目的広場・・・市民体育館の臨時駐車場としても利用	
	③ 駐車場・・・市民体育館と公園利用者用	
	④ 複合施設・・・内容は公園整備計画の中で精査	
陸上自衛隊家族宿舎	・約250戸の集合住宅を国が建設	約2.0ha
道路・歩道	・安全、機能的な道路を整備するとともに、県道町田厚木沿いの歩道を拡幅し、バリアフリー化	約0.6ha
合計		約5.6ha

※ 施設整備費及び用地費等については、今後の個別計画の中で検討、精査します。

2) 返還跡地利用構想図

別図のとおり

6. 本構想の推進のために

本構想は、返還跡地の更なる有効活用を目指して策定したものであり、着実に具体化を図っていかねばなりません。そのため、次の方策により構想の実現を目指します。

① 庁内推進体制の確立

本構想に位置付けた各施設の整備にあたっては、それぞれの所管において個別事業計画を策定するとともに、関係部課が連携し、横断的な調整、協議を行っていく必要があります。そこで、現行の「基地返還跡地利用計画推進プロジェクトチーム」を継続し、組織的に取り組みます。

② 計画的な事業推進

個別事業は、財源的な裏付けを持った整備スケジュールに基づき実施されなければなりません。そのため、年度ごとの事業内容と事業費等を市の実施計画に位置づけ、計画的に各事業を推進します。

③ 国、県、関係機関との連携

国が実施する返還地の造成や家族宿舎の建設計画との調整、病院誘致の前提となる病床数の確保、道路整備等に関する関係機関との協議など、事業推進に必要な事項について、国、県、関係機関との密接な連携を図ります。